別添９

割引相互間の重複適用関係

⑴　重複適用の有無

	マイレージ
障割	○

㈱　「マイレージ」及び「障割」は、それぞれ、マイレージ割引及び障害者割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

⑵　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	障害者割引
2	マイレージ割引

高速道路工事開始公告

中日本高速道路株式会社公告第３号

本会社において、高速道路の改築工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年１月30日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事開始日
中央自動車道 西宮線	愛知県一宮市丹陽町から 愛知県岩倉市北島町まで	改築工事	令和８年２月１日

高速道路工事開始公告

本会社において高速自動車道の改築工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年１月30日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事開始の日
山陽自動車道吹田山口線	広島県広島市安佐北区落合南町	改築工事	令和８年２月１日
九州縦貫自動車道鹿児島線	福岡県糟屋郡新宮町	改築工事	令和８年２月１日

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和８年１月31日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年１月30日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　　徹

記

１　記〔８〕中「令和８年１月６日」を「令和８年１月31日」に改める。

２　別添２中

「都道首都高速３号線　三軒茶屋」を「都道首都高速３号線　三軒茶屋（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速４号線　永　福」を「都道首都高速４号線　永　福（ＥＴＣ、上りに限る。）」に、

「都道首都高速６号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線　向　島」を「都道首都高速６号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線　向　島（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速品川目黒線　五反田」を「都道首都高速品川目黒線　五反田（ＥＴＣ）」に改める。